

香美町農業委員会総会(第10回)議事録

- 1 開催日時 令和2年12月21日(月) 9:30～11:05
- 2 開催場所 香美町役場 3階 大会議室
- 3 出席農業委員(12人)
会長職務代理者 2番 古川 功兒
委員 3番 岡田 久志
4番 西村 功
5番 井村 壽之
6番 文堂 福一
7番 中村 成一
8番 門垣 日出男
9番 中村 彰男
11番 山本 太一
12番 吉川 正人
13番 橋本 幸長
14番 前田 精一
- 4 欠席農業委員(2人)
会長 1番 亀村 庄二
10番 山本 薫
- 5 出席農地利用最適化推進委員(8人)
2番 高田 勝
3番 青山 政行
4番 原 君枝
5番 小林 隆夫
6番 田中 晃
副代表 8番 東垣 泰彦
9番 毛戸 良久
10番 本上 純也
- 6 欠席農地利用最適化推進委員(2人)
代表 1番 中川 君雄
7番 田野 豊博
- 7 議事日程
第1 会期の決定 12月21日 1日間
第2 議事録署名委員の指名
第3 報 告 合意解約通知書について
第4 議案第31号 非農地証明願承認について
第5 議案第32号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
第6 議案第33号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 農業委員会事務局職員
事務局長 藤原 博文
事務局次長 福島 功
書記 寺川 公人
- 9 会議の概要
議 長 日程第1 会期の決定を議題とします。おはかりします。会期は本日1日としてよろしいか。
(異議なし)
議 長 異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。
議 長 続きまして、日程第2 議事録署名委員の指名をします。
本日の議事録署名委員は7番「中村成一委員」と8番「門垣日出男委員」にお願いしたいと思います
が、ご異議ございませんか。
(異議なし)
議 長 異議なしの声がありますので、7番「中村成一委員」と8番「門垣日出男委員」よろしくお願ひします。

議 長	日程第3報告に入ります。報告事項として、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書を7件受け付けておりますので、事務局に朗読をさせます。
事務局	①通知者、②土地の表示等、③合意解約日の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	次に、日程第4 議案第31号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから49ページ、議案資料②1ページから5ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第31号 番号1番と番号2番の非農地証明願について、12月17日に現地調査委員であります「文堂福一委員」と担当委員であります「山本太一委員」が現地調査をしていますので、「山本太一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
11番	申請地は、県道香住村岡線の山田口バス停を県道山田日高線に向かい約2kmの山田集落内の中ほどにあります。 現地は、平成25年に発生した大規模な山腹崩壊により申請箇所の畑は失われ、平成28年度から平成30年度にかけて県により治山工事が施工されました。 このたび、保安林に指定することから地目変更登記のための願出です。
議 長	「山本太一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、案件ごとに採決を取ります。番号1番は願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第31号 番号1番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に番号2番は願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第31号 番号2番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に議案第31号 番号3番と番号4番の非農地証明願について、12月17日に現地調査委員であります「中村彰男委員」と「門垣日出男委員」が現地調査をしていますので、「中村彰男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。

9番	申請地は、町道石寺新屋線、小代中学校手前約100mの野間谷入口を西に入り、地区前の水道ポンプ庫より左へ採石場方面へ入った山中の谷あいです。 申請内容は、現況写真のように昭和50年頃に植林し杉林になっています。このたび、この谷あいと治山工事を施工するため年度内に保安林に指定する必要があることから、地目変更登記のための願出です。
議長	「中村彰男委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議長	質問や意見等がないようですので、案件ごとに採決を取ります。番号3番は願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第31号 番号3番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議長	次に番号4番は願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第31号 番号4番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議長	次に議案第31号 番号5番の非農地証明願について、12月17日に現地調査委員であります「文堂福一委員」と私が現地調査をしていますので、「文堂福一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
6番	申請地は、国道9号、小代口の信号を小代方面に約1km入ったところにあります。 申請地は、現況写真のように平成4年5月28日完成の車庫が建っていて利用状況は宅地となっています。車庫の奥側が申請地となっています。 この土地は昔から村の人も里道だと思っていたようですが、この車庫の登記をしようとしたところ地目が農地であることがわかりましたので地目変更登記のための願出です。
議長	「文堂福一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第31号 番号5番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議長	次に議案第31号 番号6番の非農地証明願について、12月17日に現地調査委員であります「文堂福一委員」と私が現地調査をしていますので、「文堂福一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
6番	申請地は、国道9号、村岡地域局前の信号から約400m八鹿方面にきたところで、全但バス村岡営業所の真向かいのところにあります。 申請地は、昭和40年代に農業用倉庫が建てられ宅地となっています。登記地目は農地となっておりますが現在は取り壊して更地となっています。申請地の隣の住宅を購入される方が申請地を駐車場として利用したいということで地目変更登記のための願出です。

議 長	<p>「文堂福一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議 長	<p>質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第31号 番号6番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。</p>
議 長	<p>次に議案第31号 番号7番と番号8番の非農地証明願について、12月17日に現地調査委員であります「吉川正人委員」と「橋本幸長委員」、担当委員であります「前田精一委員」が現地調査をしていますので、「前田精一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。</p>
14番	<p>番号7番の申請地は、JR香住駅から北西へ250mほどのところに七日市公民館がありますが、その公民館の前にあります。現地は、現況写真のように駐車場や倉庫敷地として利用され宅地化しております。</p> <p>番号8番の1件目の申請地は、JR香住駅から余部方面へ400mほど西に入った線路の下のところですが、現況写真のように50年前から原野状態です。</p> <p>次に2件目の申請地は、JR香住駅から余部方面に約160m西に入った線路脇です。現地は、現況写真のように50年前から竹藪となっています。</p> <p>続いて3件目の申請地は、七日市公民館に隣接する天満宮の真向かいにあります。現地は、現況写真のように住宅の裏庭となっています。</p> <p>終わりに4件目の申請地は、この庁舎から県道香住村岡線を村岡方面へ、森の大乗寺橋南詰の信号を右に入った守柄地区です。地区を抜けた左の谷の山林が申請地です。現地は、現況写真のように昭和40年代に杉が植林され山林となっています。</p> <p>いずれも地目変更登記のための願出です。</p>
議 長	<p>「前田精一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議 長	<p>質問や意見等がないようですので、案件ごとに採決を取ります。番号7番は願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第31号 番号7番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。</p>
議 長	<p>次に番号8番は願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第31号 番号8番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。</p>
議 長	<p>次に議案第31号 番号9番の非農地証明願について、12月17日に現地調査委員であります「吉川正人委員」と「橋本幸長委員」、担当委員であります「前田精一委員」が現地調査をしていますので、「前田精一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。</p>
14番	<p>申請地は、香住文化会館から直線で北へ約150mのところにあります。</p> <p>申請内容は、昭和30年頃から水産加工場として利用しており地目変更登記のための願出です。</p>

議 長	「前田精一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第31号 番号9番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に、日程第5 議案第32号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①50ページから67ページです。続いて、本日お配りしています議案資料③の調査書をご覧ください。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から7号まで確認したことを説明する。
議 長	事務局の朗読が終わりました。議案第32号 番号1番の申請について、11月19日に現地調査委員であります「門垣日出男委員」と私が現地調査をしていますので、「門垣日出男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
8番	申請地は、石寺集落の手前約500m、国道482号の西側にある採石場から200mぐらいすすんだところにあります。 現地は、平成9年に建てられた牛舎と放牧場がありました。この度、譲渡について双方が合意したもので所有権移転登記のための申請です。
議 長	「門垣日出男委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第32号 番号1番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	次に議案第32号 番号2番の申請について、12月17日に現地調査委員であります「文堂福一委員」と私が現地調査をしていますので、「文堂福一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
6番	申請地は、国道9号、村岡高校前の信号を村岡高校側に約600m入ったところですが。 申請内容は、経営規模拡大のため譲受人の要望に譲渡人が応じたもので所有権移転登記のための申請です。
議 長	「文堂福一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。 (質問・意見等なし)

議 長	<p>質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第32号 番号2番の申請については、許可することに決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第32号 番号3番の申請について、12月17日に現地調査委員であります「吉川正人委員」と「橋本幸長委員」、担当委員であります「前田精一委員」が現地調査をしていますので、「前田精一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。</p>
14番	<p>1件目の申請地は、香住高校から直線で南西に約600mのところがありました。現地は、梨園として良好に管理されていました。</p> <p>2件目の申請地は、JR香住駅から西へ100mほどのところがありました。現地は、原野状態でしたが、所有権移転がなされれば譲受人が耕作されるとのことでした。</p> <p>3件目の申請地は、香住高校から直線で北西に約140mのところがありました。現地は、果樹が植えられてあり良好に管理されていました。</p> <p>4件目の申請地は、この庁舎から県道香住村岡線を村岡方面に600mほどいきたところにあるガス店を左折し120mほどのところがありました。現地は、耕作放棄地となっていますが、所有権移転がなされれば譲受人が耕作されるとのことでした。</p> <p>申請内容は、不在地主である譲渡人の要望に譲受人が応じたもので所有権移転登記のための申請です。</p>
議 長	<p>「前田精一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議 長	<p>質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第32号 番号3番の申請については、許可することに決定しました。</p>
議 長	<p>次に日程第6 議案第33号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市町村は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないと規定されています。それでは事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	<p>議案の朗読をする。</p>
議 長	<p>事務局の議案の朗読が終わりました。次に農用地利用集積計画の詳細について、農林水産課の担当が説明します。</p>
農林担当	<p>「香美町農用地利用集積計画一覧表」に基づき説明する。</p>
議 長	<p>担当者からの説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんでしょうか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議 長	<p>質問や意見等がないようですので、これより採決を取ります。議案第33号「農用地利用集積計画の決定について」は原案どおり決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。</p>

(全員挙手)

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第33号「農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定します。

議 長 以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

㊞

㊞